

令和7年第1回辰野町議会臨時会会議録

1. 招集告示年月日 令和7年1月14日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 令和7年1月21日 午前11時00分
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名
 - 1番 古村幹夫
 - 2番 松澤千代子
 - 3番 栗林俊彦
 - 4番 吉澤光雄
 - 5番 牛丸圭也
 - 6番 小澤睦美
 - 7番 向山光
 - 8番 樋口博美
 - 9番 高木智香
 - 10番 林政美
 - 11番 本田光陽
 - 12番 小林テル子
 - 13番 津谷彰
 - 14番 舟橋秀仁

6. 会議事項

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第2号 令和6年度辰野町一般会計補正予算（第14号）

日程第5 議案第3号 令和6年度町立辰野病院事業会計補正予算（第3号）

日程第6 議案第4号 令和5年度（繰越）辰野西小学校体育館長寿命化改修工事（建築）請負契約の変更について

日程第7 議案第5号 令和5年度（繰越）辰野西小学校体育館長寿命化改修工事（機械設備）請負契約の変更について

日程第8 議案第6号 令和6年度役場庁舎エレベーター設置工事（建築）請負契約の変更について

日程第9 議案第7号 令和6年度辰野町病児病後児保育施設建設工事（建築）
請負契約の変更について

7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	総務課長	加 藤 恒 男
まちづくり政策課長	三 浦 秀 治	D X推進担当課長	赤 羽 謙 一
住民税務課長	桑 原 高 広	保健福祉課長	竹 村 智 博
子育て応援課長	高 倉 健一郎	産業振興課長	岡 田 圭 助
事業者支援担当課長	菅 沼 隆 之	建設水道課長	熊 谷 健 司
会計管理者	上 島 淑 恵	学校支援課長	小 澤 靖 一
学びの支援課長	福 島 永	辰野病院事務長	桑 原 さゆり

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	菅 沼 由 紀
議会事務局庶務係長	小 林 志 帆

9. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第 3 番	栗 林 俊 彦
議席 第 4 番	吉 澤 光 雄

10. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

皆さんこんにちは。輝かしい新春を迎えました。本年もよろしくお願いいたします。定足数に達しておりますので、これより令和7年第1回辰野町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第1回臨時会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町 長

本日は令和7年第1回辰野町議会臨時会を招集いたしましたところ、ご多忙の中ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。議員各位におかれましては、本年もどうぞよろしくお願いいたします申し上げます。昨年は全国市区町村の中で唯一辰の字を持つ辰野町として様々な企画、行事に取り組み、議員各位にもご協力いただいて大変盛り上げていただ

きましたが、今年の干支は巳であり動物に当てはめると、脱皮を繰り返し成長していくヘビであります。昨年末、閣議決定された国の新年度予算案では、地方創生と防災に重きがおかれています。辰野町では、令和7年度は第6次総合計画前期基本計画の最終年度であり、今年は後期基本計画の策定に取り組めます。各事業の現場を地面を這うように丹念に検証して、これまでの実績と反省、社会変化を見据え一皮むけて成長発展するこれからの町の姿を描いていきたいと思えます。昨年は大きな震災があり、緊張の1年でありましたが地域防災の更なる強化も大きな課題です。身を挺して鉄砲水から下流域の村を救った横川の蛇石の親子の大蛇のごとく、町の守りをさらに固めていく決意も新たにしたところでもありますので、引き続き議員各位のご支援をよろしくお願いいたします。さらに今年は辰野町新町発足70周年の節目の年です。6月15日、日曜日に記念式典を開催する予定で計画しておりますので、現在、職員による検討委員会を立ち上げ、式典や記念誌の作成、通年の記念事業等について検討を進めているところであります。併せて住民の皆さんが発案し、自主的に行う記念事業も何らかの形で応援し、実現してまいりたいと考えております。具体的な案がまとまりましたら、議会にもご報告させていただきますので、特別な1年をともに盛り上げていただこうご協力をお願いいたします。今臨時会に提案する議案は、専決処分した条例の一部改正1件、補正予算2件、契約変更議案4件の7議案であります。提案時それぞれご説明申し上げますので、原案承認可決くださいますようお願い申し上げ、第1回臨時会召集にあたっての挨拶といたします。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定により、議席3番、栗林俊彦議員、議席4番、吉澤光雄議員を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。本臨時会の付議事件はあらかじめ告知のとおりでありますので、会期を本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。日程第3、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、専決第1号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に

関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。議案資料 2 枚目の別紙、専決処分書をご確認ください。12 月議会定例会において、人事院勧告等に準じ、町職員の一般職と同じ支給率年間 0.10 月の引き上げで、町議会議員と常勤の特別職の期末手当の率を改正する条例改正案を議決いただいたところではありますが、その後、国の改正給与法で国家公務員の特別職については、事務次官、局長等、指定職職員に準じた支給率年間 0.05 月で改定したことを確認したため、改めてこれに合わせて支給率を改正するものであります。第 1 条の議員報酬、第 2 条の常勤の特別職の給与ともに、12 月に支給する期末手当の基礎額に乗じる率 100 分の 180 を 100 分の 175 に改め、前回の改定から年間 0.05 月引き下げます。本条例は、公布の日から施行し令和 6 年 12 月 1 日から適用するものとし、差額支給前の令和 6 年 12 月 24 日付で専決処分いたしました。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 1 号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 1 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 4、議案第 2 号、令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 14 号）を議題と

いたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

はい。令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 14 号）を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、地方創生臨時交付金事業等を追加するものであります。補正総額は 9,107 万 9,000 円の追加で、予算総額は 104 億 7,118 万 8,000 円となる補正予算であります。以下、その概要を申し上げますと歳入につきましては、国庫支出金、繰越金、町債の追加と繰入金の減額であります。歳出につきましては、総務費では新町発足 70 周年記念誌等の印刷製本費、地方創生臨時交付金事業で住民税均等割非課税世帯を対象に 1 世帯当たり 3 万円を支給する低所得世帯物価高騰対策給付金及び子育て世帯への加算分、省エネ家電等買い換え促進補助金、高校 3 年生 1 人当たり 3 万円を支給する進学・就職等準備支援金、農業者へ肥料・農薬・飼料購入費に対する支援金等の追加と、学生支援事業の財源組替であります。衛生費で辰野町ゼロカーボン推進補助金の財源組替です。土木費では町道等補修材料の追加、国の補正予算に伴う地方債の組み換えであります。消防費は上伊那消防協会の職員の人勧等に伴う人件費にかかる負担金の追加です。教育費は、学校給食費負担金の財源組替であります。地方債補正は、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の追加と公共事業等債の変更であります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明致させますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○吉 澤（4 番）

補正予算書 11 ページ、地方創生臨時交付金事業について 5 点ほど質問させていただきます。2 回に分けて質問をしたいと思います。まず、18、02 補助金の低所得世帯物価高騰対策給付金 5,100 万円ですが、先の議会全員協議会での説明ではこの予算額が 5,265 万円、対象世帯が 1,700 世帯っていう説明でありました。百数十万円予算計上が少なくなっています。この 5,100 万円のもとになっている交付対象世帯数は何世帯くらい見込んでいるのでしょうか。2 点目、その下の低所得世帯（子育て世帯分）400 万円の予算についてです。子どもがいる世帯、子育て世帯への 2 万円の加算ですけども、この子どもの対象年齢は何歳まででしょうか。3 点目です。これらの事業

の申請期間、住民からの申請期間、肥料・農薬・飼料価格高騰緊急支援金事業については、2月28日までと全協の資料に明記してありましたが、ほかの事業については明記がありませんでした。これからの忙しい話ですが、いつまでの申請期間を想定しているのか、以上3点まずお答えいただきたいと思います。

○保健福祉課長

それでは低所得世帯への物価高騰対策給付金でございます。対象世帯は1,700世帯でございます。全員協議会のおりにご説明申し上げました5,265万円ですけれども、こちらにつきましては消耗品・通信費等を含めた金額でございまして、給付金自体は5,100万円ということになります。以上です。

○子育て応援課長

はい。低所得世帯物価高騰対策給付金の子育て世帯分ではありますが、対象の子どもの年齢は18歳以下となりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○まちづくり政策課長

地方創生臨時交付金の中の事業につきまして、学生支援事業につきましては昨年度ですね10月で募集を締め切っておりますので、この部分につきましては、その予算ですね財源組替ということになりますので報告をさせていただきます。以上であります。

○総務課長

私の方からは、辰野町省エネ家電等買い換え促進事業について、申請期限についてお話をしたいと思います。LEDの照明につきましては、既に申請を受け付けたものも含めて考えておりますので、総額の中には既に交付済みの84件が含まれておりますけれども、期限としましてはこの事業自体が今年度末までを想定しておりますので、今年度末までの期限のものを申請ということで受け付けてまいりたいと思います。この中で補助事業としましては2月末までの申請が期限になろうかと思っておりますので、それを超える部分については、従来の地域振興基金をもとに申請を受け付けさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議 長

以上3点はよろしいですか。

○吉 澤（4番）

説明の確認なんですが、省エネ家電については年度末までを期限、ただしこの交付

金事業の対象にするのは2月末まで分の申請だと、そういう説明と理解してよろしいんですか。

○総務課長

お見込みのとおりです。申請自体は年度末いっぱいまで受け付けますけれども、この交付金の対象となるのは2月末まででの実績になろうかと思います。以上です。

○吉 澤（4 番）

国の対応が遅く、決まって通知きたのがきわで辰野町は対応まだ早い方ですね、ほかの町村から聞いてみると。こうやって一定のメニューを作って今日出してもらってのもんで、忙しいのは役場の責任ではないんですが、大変忙しい事業だもんですから次の質問になります。これからどのように周知していくのかと、特に問題は該当者に通知が行かない事業はどれか、該当者に通知がいく事業については知らなくても来ますからあれですけども、一般的な周知を承知して申請しなきゃいけない事業ちゅうのは、どう周知するかちゅうのが大事になりますので、周知方法と該当者に通知が行かない事業はどれなのかということをお聞きしたいと思います。それに合わせてあれはこの課、これはこの課ということなんでしょうが、できれば窓口を一本化して今回の物価高騰対策の新しい補助事業については、こちらにお問い合わせくださいっていう窓口を一本化して、明らかにしていただく考えはないでしょうか。以上お聞きします。

○まちづくり政策課長

今回のメニューにつきまして住民への周知という方法でございますけれども、様々な事業がございまして、例えば原油価格等の上昇対策、それから進学・就職等の準備等ですね様々な事業がございまして。こうしたものですね周知の方法につきましては、広報、また LINE それから町のホームページ等でですね、周知をしていくということで考えているところでございます。それから窓口の一本化というところでございますけれども、それぞれのメニューにつきまして、それぞれの課でですね内容を考え、それから対象となる事業者を特定しているところでございます。今回の給付金につきましては、まずは各現課の方でですね対応をするようにいたしまして、議員のおっしゃられるような内容につきまして、今後交付金につきましてどんなふうに対応していけばいいのかということ、また課長会等で揉んでいきたいというふうに考えております。以上であります。

○吉 澤（４番）

該当者に直接通知がいかない事業はどれですかちゅうやつについては、今お答えはいただけないでしょうか。

○まちづくり政策課長

該当者へですね直接通知がいかないという事業につきましては、まずは１番が辰野町省エネ家電等買い換え促進事業になります。これは購入された方が自主的に確認をしていただいて、申請していただくというものになるかなというふうに思っております。それから５番のですね、肥料・農薬・飼料価格高騰緊急支援事業というのがございますけども、こちらですね、購入された事業者の方が申請をしていただくということになりますので、こちらからのプッシュ式ということにはならないというふうに考えております。以上であります。

○議 長

よろしいですか。ほかにありませんか。ちょっとまず質問ほかにございませんか。

（議場 なし）

○吉 澤（４番）

本補正予算に賛成の立場で意見を言わせていただきます。１つは全協でメニューを示されまして、私も何人の方にお話をして大変ありがたいと嬉しい、例えば福祉施設についてです。「通所施設は５万円だけなんですけども」「いやそれでも本当にありがたい」という声も聞きますと同時に「いやあ、本当は通所者１人当たり５万円くらい欲しいくらい本当に諸物価が上がり経営が厳しい」と「さらに支援がほしい」という声も聞いております。本当に厳しい物価高、事業環境ですので、まず国にはですねこの物価高騰対策にさらに抜本的な対応と市町村への交付金の増額を私も求めているし、みんなで求めていくべきではないかと考える次第です。２点目は町への要望なんですけど、今回交付金を２,５００万円ほど次年度に繰り越しますと同時に、これまで議決した予算の財源組替で１,４００万ほど使うわけです。厳しい財政事情の中でのやり繰りだとは思いますが、本当に状況も厳しいもんですから繰越財源に自主財源もぜひ加えて、さらに物価高騰対策の住民、事業者の支援を進めるようにご検討いただきたいと、以上、要望して原案に賛成する討論させていただきます。以上です。

○議 長

ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第2号、令和6度辰野町一般会計補正予算(第14号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第2号は原案のとおり可決されました。日程第5、議案第3号、令和6年度町立辰野病院事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第3号、令和6年度町立辰野病院事業会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。今回の補正の主な理由につきましては、電子カルテシステム更新に伴い、基幹システム、診療部門システム、維持関係システムを病院情報システムとして一体化して構築、整備を行い、また同時に電子処方箋システムの追加や既存システムとのデータ連携等を併せて行うため、追加補正するものでございます。また、資金繰りが大変厳しい病院の経営状況の財源確保のため、医療機器購入の財源として企業債を増額補正するものでございます。1ページをご覧ください。資本金収入及び支出につきまして、資本金収入の既決予定額に7,200万円を加え、総額を1億9,700万円とし、資本金支出の既決予定額に1億円を加え、総額を4億1,796万6,000円とするものでございます。これに伴い不足する額1億9,296万6,000円を2億2,096万6,000円と改めるものでございます。債務負担行為の補正につきましては、病院情報システム更新を令和7年度にかけて実施することとなりましたので、債務負担行為を追加し、起債のとおり期間と限度額をそれぞれ定めるものでございます。2ページをご覧ください。企業債については、限度額を7,200万円増額し1億9,200万円とするものです。重要な資産の取得については、当初の名称の電子カルテシステムから病院情報システムに、また医療画像サーバーを放射線画像システム及びレポートシステムとし、契約の事業名称に改めるものでございます。詳細につきましては5ページをご覧ください。資本金収入ですが、病院情報システムに4,000万円の企業債を増額、また放射線画像システム及びレポートシステムの財源確保として3,200万円の企業債

を計上するものです。6 ページをご覧ください。資本的支出の有形固定資産購入費ですが、電子カルテシステム更新の際に予定しておりました。パソコン等の器械備品については、病院情報システムとして一体的に整備することになりましたので、器械備品から医療備品へ 1,000 万円振り替えるものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○吉 澤（4 番）

今回の補正にはですね、先ほど議決した地方創生臨時交付金事業の公立病院価格高騰対策補助金 226 万 5,000 円、公立病院食材費高騰支援金 83 万 1,000 円が反映していないと思われるんですが、その補正予算措置はどのようにお考えでしょうか

○辰野病院事務長

今回は補正には計上しておりませんが、改めて補正の方はさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議 長

ほかにありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 3 号、令和 6 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 3 号は原案のとおり可決されました。日程第 6、議案第 4 号、令和 5 年度（繰越）辰野西小学校体育館長寿命化改修工事（建築）請負契約の変更について、日程第 7、議案第 5 号、令和 5 年度（繰越）辰野西小学校体育館長寿命化改修工事（機械設備）請負契約の変更について、以上 2 議案を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第 4 号、令和 5 年（繰越）辰野西小学校体育館長寿命化改修工事（建築）請負

契約の変更について及び議案第 5 号、令和 5 年度（繰越）辰野西小学校体育館長寿命化改修工事（機械設備）請負契約の変更について、2 件一括で変更内容を申し上げます。令和 5 年度（繰越）辰野西小学校体育館長寿命化改修工事（建築）及び（機械設備）請負契約について変更が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。建築工事の契約金額について、2 億 6,719 万円を 1,378 万 3,000 円増額し、2 億 8,097 万 3,000 円に変更、機械設備工事の契約金額について、7,128 万円を 1,078 万円増額し、8,206 万円に変更するものであります。契約の目的、契約の方法及び契約の相手方についてはそれぞれ変更はありません。以上、変更内容を申し上げます。工事内容につきましては、学校支援課長から説明申し上げますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○学校支援課長

議案第 4 号、令和 5 年度（繰越）辰野西小学校体育館長寿命化改修工事（建築）請負契約の変更について及び議案第 5 号、令和 5 年度（繰越）辰野西小学校体育館長寿命化改修工事（機械設備）請負契約の変更について、変更の工事内容を申し上げます。辰野西小学校体育館長寿命化改修工事は令和 7 年 2 月 28 日の竣工に向け現在進めておりますが、工事を進める上で補強・追加工事や変更工事が必要となりました。まず、建築工事の変更内容でございますが、体育館アリーナ床下のコンクリートの打ち替えに際しまして既存のコンクリートを剥いだところ、その下の砕石部分が設計以上に深かったことによる砕石の追加、また玄関のコンクリートの土間につきまして、鉄筋が入っていなかったことにより鉄筋コンクリートへの変更、さらに体育館東側駐車場のフェンスの設置などの外構工事が追加の主なものでございます。次に機械設備工事の変更内容につきましては、体育館内部にエアコンを設置いたしますが、この配管が体育館の内側の壁に配管する予定でございましたけれども、ボール等が当たり衝撃を受ける危険性を回避するために外部配管に変更をしたこと、またエアコンの機種変更に伴いまして、エアコンを守るための防球ガードを設置いたしますが、この防球ガードに設計変更が生じたことが主な内容でございます。以上が変更の工事内容の説明でございます。

○議 長

これより議案第 4 号及び議案第 5 号に対して一括して質疑、討論を行います。ありませんか。

○樋 口 (8 番)

議案 4 号、それから議案 5 号について質問をさせていただきます。まず議案 4 号について、フェンスの外構工事の増工ということになっておりますけれども、当初契約に入っていないその理由について、なぜ当初契約のときにこの外構工事を落としてあったのか、その点について議案第 4 号については質問させていただきます。それから議案第 5 号について、これエアコンの配管の内部配管から外配管への変更ということの説明を受けましたけれども、経路変更した理由についてはボールが当たらないということをお聞きしました。設計段階でボールが当たる、当たらない、ここらの辺がなぜ確認できなかったのか、それが 1 点。もう 1 点としまして、内部配管の予算がどのくらいあったのか、またその外部配管をすることによってどのくらいの予算に変更になったのか、そこら辺の中身を詳しく教えていただきたいと思います。

○学校支援課長

はい。まず外構工事につきましては、当初計画の中にはなかったわけでございますけれども、体育館東側の駐車場の整備をするにあたって、フェンスの付け替えを計画したものでございます。また駐車スペースにつきましては、エアコンの室外機を 4 台、それからガスのバルクを設置することによって、駐車スペースが少し狭くなるということもありまして、既存の生垣を撤去してフェンスに付け替える工事を追加したものでございます。生垣につきましては、道路に隣接をしております、枝が張ることによって歩行者に妨げになっていること、それからその下に U 字構がありますけれども、落ち葉等によりましてこの U 字構がすぐ埋まってしまうこと等がありまして、かねてから地元からの改善要望も出ておりましたので、環境整備をするということも合わせまして、今回、外構の工事を追加させていただきました。それからエアコンの内部配管でございますけれども、この西小学校の長寿命化改修工事を行うにあたりまして、町では設計業者を選定をしてその設計業者によって改修プランを立てていただいております。工事発注のために必要な図面の作成を業者をお願いしているわけでありまして、工事を発注する前にできた設計図面を確認したところ、特に内部配管であることによって障壁といいますか、妨げになることまでは疑問を感じていなかったところでございます。工事を進めていく上で定期的な工程会議を行っておりますけれども、施工業者それから設計の監理の業者、それから私どもと協議を進めていく中で、これはボールがよく当たる位置であろうということで、工事の途中で外部への設計変

更を協議の結果決めたところでございます。それから内部配管から外部配管への変更でございますけれども、ちょっと手元に当初予算の内部配管の予算につきましては持ち合わせておりませんけれども、外部配管への変更するにあたって増加工事としまして、約 530 万円ほどの増工を見込んでおります。以上です。

○樋 口（8 番）

はい。530 万ほどの増工というお話をお聞きしました。これから意見という形で述べさせていただきたいと思いますが、すべての入札案件で増工による契約金額の大きな変化っていうのが見られます。軽度なものであれば、それはやむを得ないかなというふうに感じますけれども、まず設計段階でのチェック体制の整備というのをきちんとそういったものを見直すような体制整備を進めていただきたいと、この点を意見として申し上げて賛成の立場から質問させていただきました。以上です。

○議 長

ほかにありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 4 号、令和 5 年度（繰越）辰野西小学校体育館長寿命化改修工事（建築）請負契約の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 4 号は原案のとおり可決されました。次に議案第 5 号、令和 5 年度（繰越）辰野西小学校体育館長寿命化改修工事（機械設備）請負契約の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 5 号は原案のとおり可決されました。日程第 8、議案第 6 号、令和 6 年度役場庁舎エレベーター設置工事（建築）請負契約の変更についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第 6 号、令和 6 年度役場庁舎エレベーター設置工事（建築）請負契約の変更に
ついて、変更内容を申し上げます。令和 6 年度役場庁舎エレベーター設置工事（建築）
請負契約について変更が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。契約金
額について、7,254 万 5,000 円を 61 万 6,000 円増額し、7,316 万 1,000 円に変更する
ものです。契約の目的、契約の方法及び契約の相手方については変更ありません。以
上、変更内容を申し上げます。工事内容につきましては総務課長から説明申し上げ
ますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長

工事の内容について説明いたします。現在、役場庁舎エレベーターの設置工事を令
和 7 年 3 月 31 日までの工期で、進めているところでございますが、機械設備を解体
し、各階の床スラブ、鉄筋コンクリート造の床板のこととありますけれども、これが
現れたところで経年劣化によるモルタルの浮きが生じていることが見つかったため、
この箇所について、1 階、2 階、3 階合わせた床面積 23.89 平米を補修するものであり
ます。工事内容の説明は以上であります。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 6 号、令和 6 年度役場庁舎エレベ
ーター設置工事（建築）請負契約の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。
本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第 6 号は原案のとおり可決されました。日程第
9、議案第 7 号、令和 6 年度辰野町病児病後児保育施設建設工事（建築）請負契約の
変更についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第 7 号、令和 6 年度辰野町病児病後児保育施設建設工事（建築）請負契約の変
更について変更内容を申し上げます。令和 6 年度辰野町病児病後児保育施設建設工事
（建築）請負契約について変更が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。

契約金額について、5,280 万円を 99 万円増額し 5,379 万円に変更するものです。契約の目的、契約の方法及び契約の相手方については変更ありません。以上、変更内容を申し上げました。工事内容につきましては、子育て応援課長から説明申し上げますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○子育て応援課長

工事契約変更の内容について説明いたします。病児病後児保育施設建設工事につきましては、令和 7 年 2 月末までの竣工に向けて現在工事を進めておりますが、建設場所の地中に埋設物、石垣でありますが出てきてしまいましたので、撤去などにかかって費用や冬場の作業のため外壁表面の温度を保ち、硬化不良などを防ぐ採暖養生が必要になったため、これらを増工により建設工事を進めたいとするものが主な内容であります。工事変更内容の説明は以上であります。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 7 号、令和 6 年度辰野町病児病後児保育施設建設工事（建築）請負契約の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 7 号は、原案のとおり可決されました。以上で、本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。よって、令和 7 年第 1 回 1 月辰野町議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦労様でした。

1 1 . 閉会の時期

1 月 21 日 午前 11 時 45 分 閉会

この議事録は、議会事務局長 菅沼由紀、庶務係長 小林志帆の記録したものであって内容が正確であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 3 番

署名議員 4 番